

池袋駅周辺地域まちづくりガイドライン 及び 基盤整備方針について

1. まちづくりガイドラインの策定(H28.7)

◇検討の背景

平成27年7月に特定都市再生緊急整備地域に指定されたことにより、既定の都市計画に縛られない都市再生事業が可能となる。

◇策定の目的

関係者の合意の基、公民が連携・協働して、まちづくりの考え方や都市再生事業を実施する際の共通の指針とする。

◇目標年次

概ね20年先(2035年)のまちの姿を想定

◇対象エリア

(特定)都市再生緊急整備地域(池袋駅周辺地域)の区域(ただし、広域的に検討が必要な課題はこの範囲外も含む)

◇策定主体

池袋駅周辺地域再生委員会(事務局:豊島区)

2. 基盤整備方針の検討

◇検討の目的

ガイドラインに示すまちづくりを展開していくために必要な都市基盤のあり方や整備方策をとりまとめる。

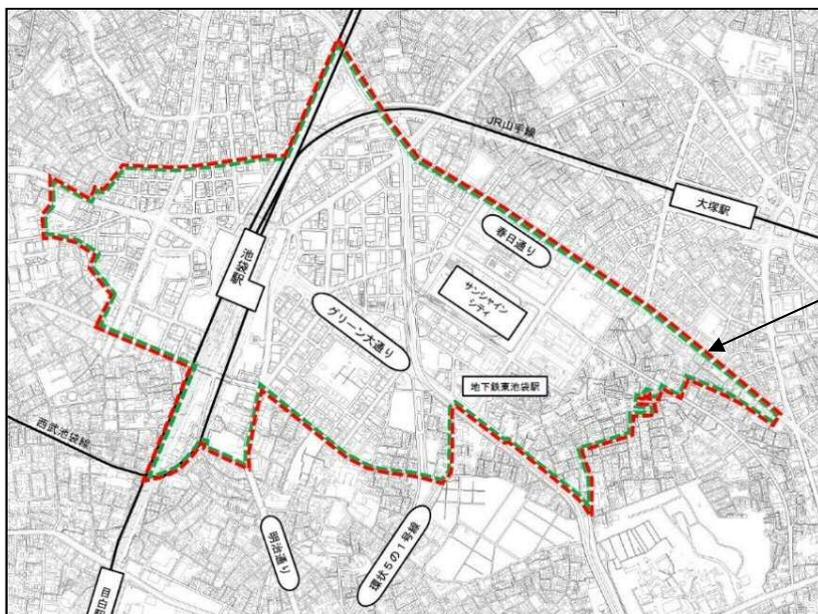
◇基盤製方針の役割

- ・事業者、行政等が目指すべき都市基盤の将来像を共有する。
- ・都市再生事業の進捗に併せて進める都市基盤整備について、公民連携体制を構築する。

◇検討スケジュール(経過及び予定)

- H28.6.30 第4回再生委員会
 - ・まちづくりガイドライン策定
- H29.5.9 第5回再生委員会
 - ・基盤整備方針 中間まとめ とりまとめ
- H29.秋 基盤整備方針に関するパブコメ
- H29.年度末 基盤整備方針策定

年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度～
池袋駅周辺地域再生委員会	☆ガイドライン策定		ガイドライン更新 個別ルール検討など		
基盤検討 (東西デッキ・駅前広場・地下空間・道路・公園等)	都市基盤検討 (全体像の共有)	都市基盤検討 (整備手法等)	都市開発事業と都市基盤検討との連携調整		
		☆基盤整備方針 (中間のまとめ)			☆新ホール・新区民センターオープン ☆Hareza 池袋 グランドオープン
			☆基盤整備方針策定		



☆東京オリンピック・パラリンピック

「まちづくりガイドライン」の対象エリア
⇒(特定)都市再生緊急整備地域内

3. まちづくりガイドライン及び基盤整備方針の位置付け

